

## 第1回いすみ市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年1月7日(木) 午後3時00分

2 開催場所 いすみ市役所 3階 大会議室

3 出席委員(13名)

1番 藤平 正一

2番 関 俊光

3番 藍野 道郎

5番 池田 誠

6番 織本 幸一

7番 増田 伸子

8番 高浦 伸芳

9番 久我 久

10番 三枝 正直

11番 鈴木 茂雄

13番 古川 久芳

4 欠席委員(2名)

4番 松崎 秋夫

12番 鈴木 博善

5 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和2年度第10次農用地利用集積計画(案)について

その他

(開会 午後3時00分)

事務局 委員の皆様、本日はご苦労様です。

それでは、只今から令和3年第1回農業委員会総会を開会いたします。  
はじめに定数の確認をさせていただきます。

本日の欠席委員ですが、4番 松崎委員、12番 鈴木委員の2名が欠席であります。出席委員数は、委員総数13名中11名となっており、出席委員は過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、開会に際しまして、藤平会長よりご挨拶を申し上げます。

(藤平会長：挨拶)

事務局 それでは「いすみ市農業委員会会議規則第4条」の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。

会長 審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号3番 藍野委員、議席番号11番 鈴木委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたしますが、番号7の案件が、会議規則第10条の議事参与の制限に該当いたしますので、初めに番号1から番号6までを審議していただき、その後に番号7について審議をお願いいたします。

それでは、番号1から番号6について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請番号1から6について説明します。

番号1、譲渡人理由は、受人の要望に応じる為、譲受人理由は、土地改良事業が行われた農地であり、耕作するのに便利な為です。申請土地、深谷字矢近、地目田、〇〇〇㎡、権利内容、贈与による所有権移転、図面番号1です。

番号2、譲渡人理由は、農業経営規模縮小の為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、松丸字吹良、地目田、〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号2です。

番号3、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ない為、譲受人理由は、自宅に近く耕作に便利な為です。申請土地、荻原字山王下、地目田、〇〇〇㎡、外7筆、8筆合計〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号3です。

番号4、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ない為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、荻原字深谷、地目田、〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号4です。

番号5、譲渡人理由は、農地が狭く、農機具が使用できず耕作ができない為、譲受人理由は、所有農地に隣接し耕作に便利な為です。申請土地、高谷字天神下、地目田、〇〇〇㎡、外1筆、2筆合計〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号5です。

番号6、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為、譲受人理由は、所有農地に隣接し耕作に便利な為です。申請土地、岬町江場土字江川向、地目田、〇〇〇㎡、権利内容、贈与による所有権移転、図面番号6です。

番号1から6につきまして、以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、6番 織本委員の補足説明をお願いいたします。

織本委員 6番の織本です。

事務局の説明のとおりです。よろしくご審議お願いいたします。

議長 つづきまして、番号2から番号4について、10番 三枝委員の補足説明をお願いいたします。

三枝委員 10番、三枝です。

事務局の説明のとおり何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議長 つづきまして、番号5について、8番 高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高浦委員 8番、高浦です。

隣接の農地を耕作している方が買い受けます。細長い、すごく細長い土地が2筆に分かれている場所です。問題は全くないと思います。よろしくをお願いいたします。

議長 番号6については、4番 松崎委員の欠席のため、私の方から説明させていただきます。

藤平会長 松崎委員から、別に問題なしとの連絡を受けております。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号の番号1から番号6については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第1号の番号7についての審議に移りますが、議事参与の制限により、7番 増田委員におかれましては、しばらくの間、退室をお願いいたします。

増田委員が退室されましたので、引き続き番号7について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請番号7について説明します。

番号7、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ない為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、岬町長者字尻出、地目田、〇〇〇㎡、外9筆、10筆合計〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号7・8・9・10です。

番号7につきまして、以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

この案件につきましては、1筆が松崎委員、残り9筆が増田委員の担当地区であります、まとめて私の方から説明させていただきます。

藤平会長 両委員から、別に問題なしとの連絡を受けております。以上です。

議長 補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか

委員 なし。

議長 質疑ないようございますので、原案のとおり決することにご異議ない

場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号の番号7については、原案のとおり可決されました。

それでは、増田委員の入室をお願いいたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1から番号3は、同一案件でございますので、一括で説明いたします。

本件土地は松丸宮ノ前の田〇〇〇㎡で八幡神社の東側に位置します。図面番号11です。

申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当し、原則として許可できませんが、転用目的が資材置場で、周辺地域居住者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため例外的に許可できるものに該当します。

譲受人は土木工事の法人を経営しており、申請地から約150mの所に事務所、駐車場及び資材置場を設置しておりますが、手狭になったため、申請地を取得し、資材置場に転用する計画です。整地のみで、埋立ては行いません。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

排水については、雨水のみで自然浸透とします。

番号4、本件土地は大原青田の田〇〇〇㎡で、いすみ警察署の東側に位置します。図面番号12です。

申請地は都市計画法に規定する用途地域内であることから第3種農地に該当します。

転用目的は、太陽光発電施設で、太陽光パネル168枚を設置するものです。

権利の内容は、賃借権設定です。

全体の所要資金は、〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

隣接農地への被害防除対策として、周囲にフェンスを設置し、土砂等の流出を防止します。

排水については、雨水のみで自然浸透とします。

他法令の関係は、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法について、平成30年5月29日付けで事業認定がなされております。

番号5から番号11は同一案件のため、一括で説明いたします。

本件土地は深堀上明王の田〇〇〇㎡で、東海土地改良区事務所の東側に位置します。図面番号13です。

申請地は小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

転用目的は、太陽光発電施設で、太陽光パネル300枚を設置するものです。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は、〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

隣接農地への被害防除対策として、周囲にフェンスを設置し、土砂等の流出を防止します。

排水については、雨水のみで自然浸透とします。

他法令の関係は、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法について、令和2年11月27日付けで変更認定申請がなされております。

番号12、本件土地は深堀瀬崎の畑〇〇〇㎡で大原海水浴場入口交差点の東側に位置します。図面番号14です。

申請地は、番号4と同様の要件であることから、第3種農地に該当します。

譲受人は石材店を経営しており、事務所及び資材置場を設置しておりますが、最近墓仕舞いの件数増加により取壊し後の墓石等が多くなり、既存の資材置場が手狭になってきた為、申請地を取得し、資材置場に転用する計画です。整地のみで、埋立ては行いません。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

排水については、雨水のみで自然浸透とします。

番号13、本件土地は下原東七々味噌の田〇〇〇㎡で細尾コミュニティセンターの南側に位置します。図面番号15です。

申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

転用目的は進入路です。譲受人は申請地の隣接地に資材置場を所有しておりますが、間口が狭く大型車両の進入が不便であることから、申請地を取得し、進入路の整備を行います。

権利の内容は、贈与による所有権移転です。

全体の所要資金は、〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

排水については、雨水のみで自然浸透とします。

番号14、本件土地は岬町和泉天王前の畑〇〇〇㎡で、和泉区会所の西側に位置します。図面番号16です。

申請地は、小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地に該当します。

借主は現在両親と同居しておりますが、子供が生まれ手狭になってきたことから父親である貸主より申請地を借受け、借主夫婦と子供で生活するための住宅を建築します。現在の住宅は両親が引き続き生活します。

埋立ては行わず、整地のみ行います。

用水は市営水道、排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、市道側溝に流出します。

権利の内容は使用貸借権設定です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で借入金にて行います。

他法令の関係は、道路法について、令和2年12月16日付けで、市建設課より道路占用許可を得ております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1から番号3について、10番 三枝委員の補足説明をお願いいたします。

三 枝 委 員 10番、三枝です。

いずれも事務局の説明のとおり何ら問題ないと思いますので、よろしく  
お願いいたします。

議 長 続きまして、番号4について、5番 池田委員の補足説明をお願いいた  
します。

池 田 委 員 はい5番です。

先程、事務局から説明がありましたけれども、前回、令和2年12月9  
日の総会におきまして許可となったその隣接に許可申請があったもので、  
前回同様、周囲は耕作放棄地であり問題ないと思います。以上です。

議 長 続きまして、番号5から番号12番について、3番 藍野委員の補足説  
明をお願いいたします。

藍 野 委 員 はい、藍野です。

ここは30年以上耕作放棄地になっておりまして、すでに今まで3回ほ  
どソーラーの太陽光パネル設置されて許可されており、それに隣接してい  
るので何ら問題ないと思います。以上です。

議 長 続きまして、番号13について、8番 高浦委員の補足説明をお願いい  
たします。

高 浦 委 員 8番、高浦です。

この土地は道路付きで、進入路として確保するという目的になっていま  
す。周辺農地、ほとんど耕作していませんので周辺農地に与える影響もあ  
りませんので、問題ないと思います。以上です。

議 長 続きまして、番号14について、9番 久我委員の補足説明をお願いい  
たします。

久 我 委 員 9番、久我です。

事務局の説明のとおり何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いい  
たします。

議 長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませ  
んか。

委 員 なし。

議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない



場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号令和2年度第10次農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、令和2年度第10次農用地利用集積計画（案）につきまして、ご説明いたします。

いすみ市長より、令和2年12月21日付けで農用地利用集積計画決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経ることが定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

賃借権39件、貸付者35名、借受者14名、田、95,311㎡、畑、1,300㎡でございます。

以上の計画（案）は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。  
委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

それでは、その他になりますが、何かありますでしょうか。

事務局 はい。

その他といたしまして、地目変更登記に係る照会に対する回答について、報告いたします。

今回は12月28日までに回答済の4件について、議案書記載のとおり

報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

議長 他に何かありますでしょうか。

委員 なし。

議長 他にないようでございますので、本日お諮りした議案すべてを終了しました。

以上もちまして令和3年第1回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

事務局 皆様、お疲れ様でした。

それでは、事務局から何点かご連絡をさせていただきます。

はじめに、2月の総会ですが、2月9日、火曜日、午後3時から夷隅文化会館2階研修室で、開催を予定しております。

なお、申請受付については、1月21日（木）・22日（金）及び25日（月）の3日間となります。現地確認につきましては、1月26日（火）及び27日（水）を予定しておりますので、スケジュールの調整をよろしくお願いいたします。

続きまして、活動記録簿についてですが、本日12月分をお持ちの方は提出をお願いします。

以上で本日の会議日程は全て終了しました。長時間にわたりご苦労様でした。

（閉会 午後3時27分）

議事録署名人

議長

4 番委員

1 1 番委員